



三労発基0129第2号
令和3年1月29日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第12号）が、別添1のとおり令和3年1月26日に公布され、別添2の改正施行通達により同日から施行されます。

これにより、呼吸用保護具の適切な装着の確認（フィットテスト）について、経過措置が令和5年3月31日までとなったほか、電磁記録による溶接ヒューム濃度の測定結果の保存が可能となりました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下団体、会員、事業場等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。